

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 7 年 7 月 28 日

久万高原町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	野地活動組織
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	槇ノ川活動組織
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	高橋堰活動組織
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	段組活動組織
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	東組活動組織
○				旧美川村地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	日野浦大谷活動組織
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	中条活動組織
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	橋詰活動組織
○				旧久万町地域	無	令和 7 年度～令和 11 年度	明杖地区活動組織